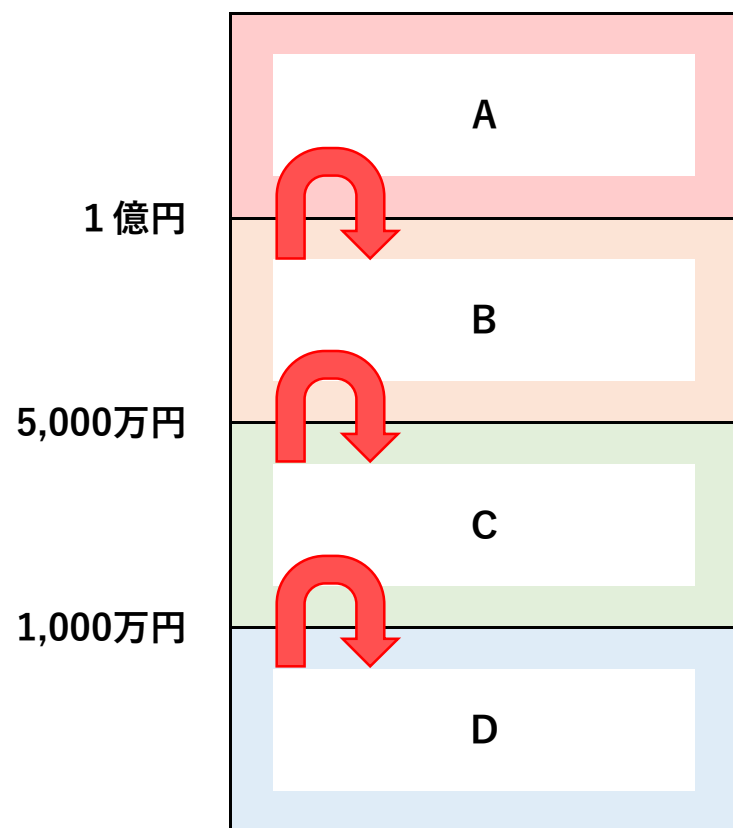


残留措置の適用について



地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、上位等級に昇級する企業については、従前（R4）の等級に留まることを認める。

土木一式



※ 下位等級へ降級する場合には、残留措置は適用されません。

※ 国土交通省直轄工事とは異なり、適用される業種は「土木一式工事」のみとなります。